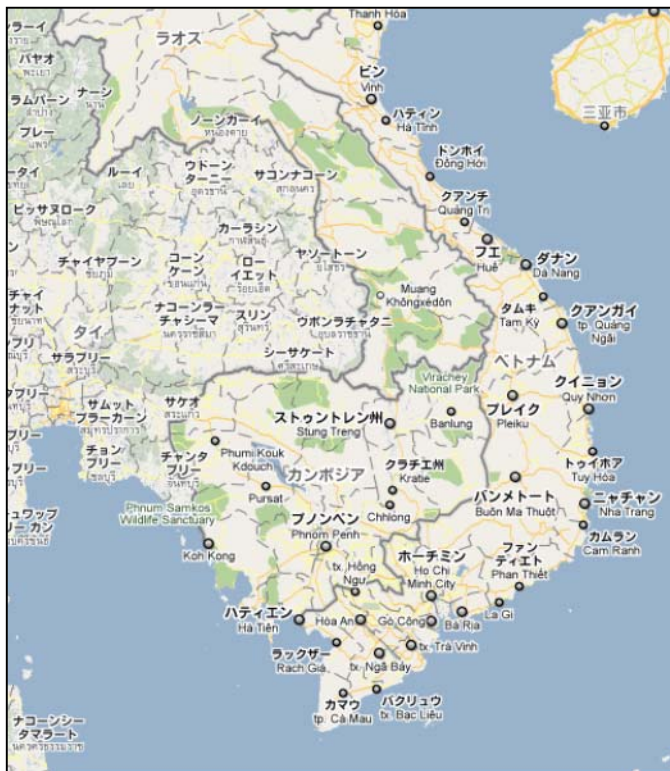


## 1. 概要

- 国土: 約17万7千km<sup>2</sup>(日本の約半分)
  - 国土は大半が平野であり、国土の中央をメコン川が南北に流れ、北西部の中心に巨大なトンレサップ湖(面積: 乾季は2,600 km<sup>2</sup>、雨季は13,000 km<sup>2</sup>)を擁している
  - 森林面積は約10万4千km<sup>2</sup>で、国土の約59%を占めている
- 人口: 約1339万人



## 2. 特徴

- 地理・気候・水資源
  - 降水量3,447億m<sup>3</sup>/年
  - 国外からの流入3,555億m<sup>3</sup>/年
  - 総水資源量4,761億m<sup>3</sup>/年
  - 総取水量40.8億m<sup>3</sup>/年
    - 内訳: 生活用水0.6億m<sup>3</sup>/年、農業用水40億m<sup>3</sup>/年、工業用水0.2億m<sup>3</sup>/年
- 経済情勢
  - GDPは約110.2億米ドル
    - 観光・サービス業(ホテル、レストラン等)が約4割(2007年は38%)で最も大きく、農業が約3割(2007年は34%)、製造業が約3割弱で続いている
    - なお、カンボジアでは人口の約6割が農業に従事しており、主要な作物はコメ(農地の9割が水田)
- 流域管理
  - The New Constitution of the Kingdom of Cambodia 1993  
58,59 条において、河川所有権を州に付与し、州に対して河川管理計画を策定することを義務付けている。
  - Royal Decree on the Creation and Designation of Protected Areas 1993  
この法律はカンボジアの保護地域プログラムの基礎を作った。また、環境省が保護地域の開発システムの策定について権限を保持することが定められている。
  - Royal Decree on Watershed Management, 1999  
王国令は農林水産省(MAFF)に対して、流域内にある森林の管理・運営・改善及び、各省庁内やその他機関と各事業活動について取りまとめる委任権を付与した。
  - The Law on Environmental Protection and Natural Resource Management 1996  
8条で、水は「天然資源」として、「合理的かつ持続可能な方法で保全・開発・管理・使用される」と定義付けられている。この法律の目的は、持続可能な方法で社会的な発展を促進するために環境を保護・管理・強化することである。
  - The Land Law 2001  
地役権に関する事項については第144~146条、水利権に関しては155条、超過した灌漑水の排出については156条、建物の浸水した際の排水方法や川沿いに揚水装置を設置することについては157~159条に規定されている。
- 水資源管理
  - 水資源管理・開発について、水資源保障について二つの事例がある。332kmの国家最大の灌漑事業が6100万ドルを投じて行われた。これは40,000ヘクタールの稲作地帯へ水を供給する目的で行われた。また、政府は治水・洪水防止のための、16のプロジェクトを開始予定である。こうしたプロジェクトは、農村地帯への安全な水供給、貧困の解消を主眼に取り組んでいる。

# カンボジアの水に関する主な動き

## 3. 上下水道事業

- 上水道
  - Phnom Penh、Siem Reap の2大都市においては、従来当該都市政府に管轄していたが、現在はそれぞれ独立した水道供給公社によって運営されている
    - プンペンでは7,062 万m<sup>3</sup>の年間給水量、6,573 万m<sup>3</sup>の年間売水量、約15.3 万の契約戸数を数えるに至り、給水地域の人口の約9割が契約するなど極めて好調で、料金徴収率も99.65%に達するなど好成績

## 4. 水に関する行政機関

- 水資源気象省
  - 全国の水利用のモニタリングと管理を行う
- 環境省
  - 水質汚染と排水の排出に関するライセンスを担当する
- 鉱工業エネルギー省 (MIME)
  - 州都 (Phnom Penh と Siem Reap を除く) 及び中小規模市町村はの水道は、MIME が管轄する
- 地方開発省 (MRD)
  - MIMEに該当しない水道網以外による水道事業は、MRDの所管
  - 代表的なものは地下水汲み上げによる共同栓事業が挙げられ、これらは上述の民間SMEsによる運営ではなく、コミュニティやNGOによって運営される

## 5. 水質管理

- 水質基準・モニタリング制度
  - 水質モニタリング制度は1993年に設立・実施された
  - このモニタリング制度はメコン川委員会のメコン川下流における水質モニタリングプログラムを統合、整備したもの
  - 現在では、水質モニタリングプログラムは再検討され、より広範囲に亘る流域と越境問題そして今後の持続可能性の強化やWUPやBDPなどの他のメコン川委員会のプログラムを統合することにより焦点が合わされるようになっている



Figure 6.3: Map of Monitoring Stations

モニタリング局の場所を表す地図